

緊急小口資金（震災特例）のご案内

東北地方太平洋沖地震等により被災した地域から府内へ避難してきた世帯に対する貸付です。
（本資金は、今回の震災等により大阪府内に避難してきた方について特例として府内の社会福祉協議会が窓口となり貸付を行うものです。ただし、既に他道府県社会福祉協議会でこの「緊急小口資金（震災特例）」を借りられている世帯は対象外です）。

貸付金額 10万円以内 ※特別な場合は20万円以内

特別な場合とは、以下の場合です。

- 世帯員の中に亡くなった方がいるとき
- 世帯員に要介護者がいるとき、
- 世帯員が4人以上の世帯
- 重傷者、妊産婦、小学生以下の子どもがいる世帯

- 利子 無利子
- 据置期間 1年以内
- 償還期間 2年（24回払い）以内
- 連帯保証人 不要

※ただし、償還期限までに償還が完了しない場合、残元金に対して年 10.75%の延滞利子が発生します。

■ 対象

下記①～④の地域で被災等され、府内に避難（1か月以上居住予定）し当座の生活費を要する世帯

- ① 平成23年東北地方太平洋沖地震により、災害救助法の適用となった地域
- ② 平成23年3月12日以降に発生した長野県北部を震源とする地震により災害救助法の適用となった地域
- ③ ①②の地震により被災したため特例措置が必要な地域として各県知事が設定した地域
- ④ 平成23年福島第一・第二原子力発電所事故に伴う内閣総理大臣による住民の退避指示の対象となった地域

■ 申込み先 避難先の市町村社会福祉協議会（大阪市内は各区保健福祉センター）

■ 申込みに際して必要な書類等

□ご本人にご用意いただくもの

- ① ご本人の確認及び被災地に住所を有していることが確認できるもの（健康保険証、運転免許証、パスポート等）
 - ② 印鑑（実印をお持ちの場合は実印）
- ※①②のうち、ご用意できないものがある場合はご相談ください。

□社会福祉協議会でご記入いただくもの

- ③ 借入申込書
- ④ 同意書
- ⑤ その他、大阪府社会福祉協議会が指定する書類

■ 貸付金の送金

□ご指定の金融機関口座（ご本人名義に限る）に振り込みます。送金は、貸付決定がなされ申込先の社協等を経由して府社協に借用書の提出がなされた後に行います。

※送金を受けるための金融機関口座が使用できない状況の方は、ご相談ください。

■ 貸付後の手続き

住所や電話番号等が変わる場合には必ずご連絡ください。

■ 償還について

□原則として金融機関口座引落しで毎月償還いただきます。償還が始まるのは貸付の1年後です。引落し口座の設定ができない場合は、指定の払込票でお振込みいただきます。

□ご返済金額

10万円の場合 1回目～23回目 ⇒4,160円
最終回（24回目）⇒4,320円

20万円の場合 1回目～23回目 ⇒8,330円
最終回（24回目）⇒8,410円

審査により貸付を行わないことがあります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

〒542-0012 中央区谷町7-4-15 Tel 06-6762-9474